

高萩・北茨城広域事務組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

令和元年10月9日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第6項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合を定めるものとする。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例)

第2条 職員団体のための職員の行為の制限の特例については、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年北茨城市条例第27号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。